

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成29年10月5日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：1 設置届及び発注仕様書に記載されている燃焼条件「炉内温度燃焼室出口温度850℃以上、上記温度における再燃焼ゾーン内の燃焼ガス滞留時間2秒以上」で再燃焼ゾーンの位置及び容積が分かる文書。

2 市は二次燃焼室（再燃焼室）を実施設計で変更し、再燃ゾーンは主燃焼室・熔融炉・縦型煙道・斜め煙道・二次燃焼室入口までの24.25㎡が再燃焼ゾーンであると主張している。

しかし、明神地区自治振興会及び瀬戸町環境保全協議会は「可燃ガスを最初に燃焼（一次燃焼）する場所は何処かについて市からどのような説明を受けたか。」の問いに「最初に燃焼する場所は熔融炉入口である主燃焼室との説明をうけている。」と答えている。

そうすると再燃焼ゾーンは24.25㎡から主燃焼室容積を除いたものになると考えるが再燃焼ゾーンは熔融炉のどの部分でその容積がわかる文書。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年10月16日に該当する公文書を下記の文書と特定し、条例第7条第2号に該当する情報（個人の氏名）に係る部分を不開示とし、残りの部分について開示する一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

特定文書：竣工図書図面
容積計算書

3 審査請求

平成29年10月23日付けで、審査請求人は本件一部開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

4 諮問

平成29年11月14日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件一部開示決定を取り消す決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

市が過去に「最初に燃焼（一次燃焼）する場所は溶融炉入口である主燃焼室」と説明していることから、再燃焼ゾーンは主燃焼室容積を除いたものになると考えるが、開示された文書は、当該説明と矛盾しており、主燃焼室は、市が主張する再燃焼ゾーンと重複することになる。ガス化炉で発生した可燃ガスが最初に燃焼（一次燃焼）する主燃焼室の場所と市が主張している再燃焼ゾーンの場所及び容積の開示請求に対し、その場所が明示されていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

本市の焼却施設は、ガス化炉で発生した可燃性ガスを主燃焼室、溶融池、竪型煙道、斜め煙道及び二次燃焼室で燃焼させる構造となっており、主燃焼室の容積は重複しておらず、これ以外に開示できる文書が存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件開示請求は、焼却施設における再燃焼ゾーンの位置及び容積の開示を求めるものである。

実施機関は、本件対象公文書を第2の2のとおり特定し、条例第7条第2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、実施機関が条例第7条第2号に該当する部分を不開示としたことには異議を唱えておらず、開示された本件対象公文書が、審査請求人が開示請求をした文書に該当しない旨主張している。

よって、当審査会は、一部開示決定の妥当性について審査する。

2 本件一部開示決定の妥当性について

審査請求人は、再燃焼ゾーンは主燃焼室容積を除いたものであると考えることから、開示された公文書は、市が主張する再燃焼ゾーンと重複していると主張し、再燃焼ゾーンの正確な場所及び容積を示した文書の開示を求めている。

実施機関の説明によると、過去の裁判において再燃焼ゾーンと判断された部分を開示したものであり、主燃焼室の容積は重複していないとのことである。

かかる実施機関の説明に特段不合理な点はなく、再燃焼ゾーンの位置及び容積について審査請求人が求める公文書は存在するものと推認することができない。

したがって、本件対象公文書を第2の2のとおり特定し、一部開示決定を行ったことは、妥当性を欠くものではない。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成29年11月14日	諮問書の受理
11月29日	実施機関理由説明書の受理
12月12日	審査請求人意見書の受理
平成30年 1月10日	・ 審議
6月26日	・ 審査請求人による口頭意見陳述 ・ 実施機関による理由説明の聴取 ・ 審議
8月31日	・ 実施機関による理由説明の聴取 ・ 審議
10月26日	・ 審議
10月29日	・ 答申